将来の建設市場に対応した建設企業のあり方



元請完成工事高に占める維持修繕工事の割合(民間・公共)

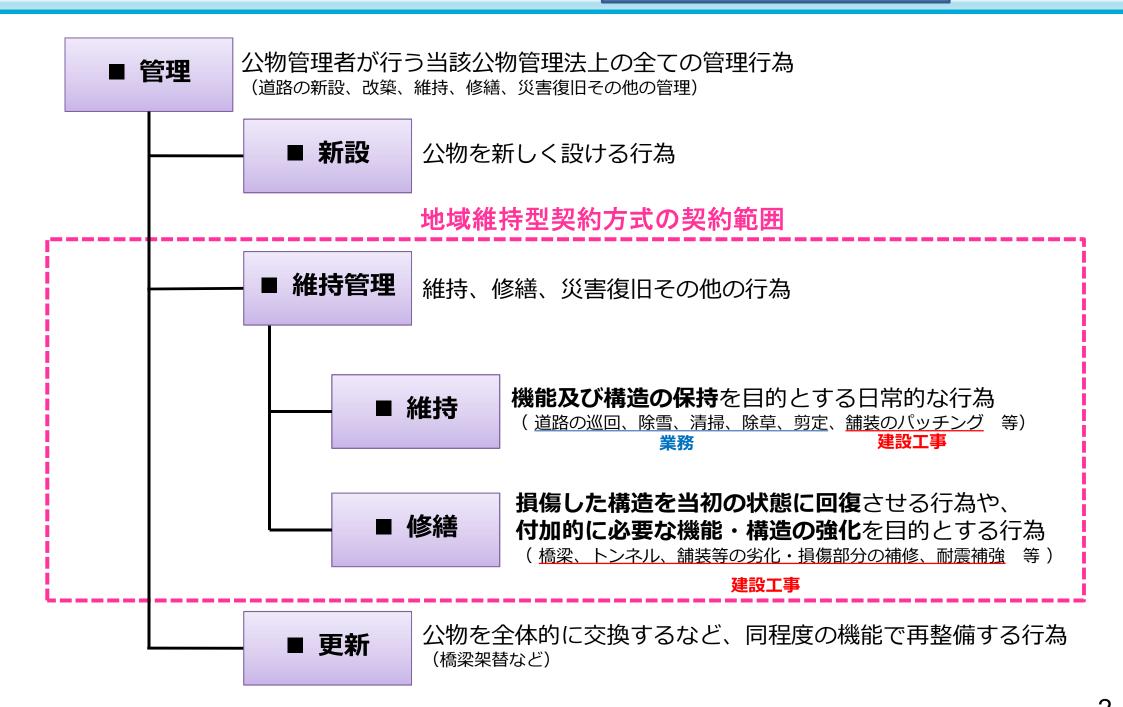
第1回地域建設業 WG提出資料

省

- 〇 民間部門ではここ15年ほど、維持修繕工事の割合は増加基調。
- 一方、公共部門では新設工事の急減に伴い、維持修繕工事の割合が大幅に増加。



出所:国土交通省「建設工事施工統計調査」



都道府県における地域維持型契約方式の業務内容

第1回地域建設業 圓土交通省 WG提出資料

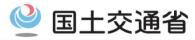
○ 都道府県の地域維持型契約においては、内容面で工事・業務を包括して発注するケースが多いが、**「業務」** いずれの区分で発注するかは、それぞれのウエイトや予算制約上の事情などの理由により、団体ごとに判断が異なる。



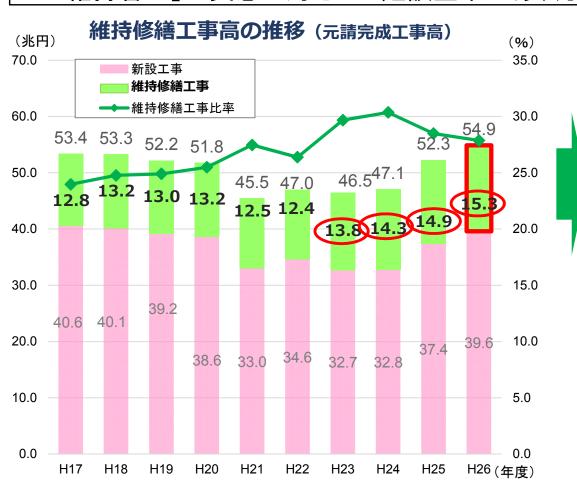
- 「業務」発注でも、その内容に工事が含まれている場合には、建設業許可(土木-式工事)や工事の格付(-般土木C等級等) などを競争参加資格としている例が多い。
- 「工事 | 発注でも、JV構成員が役務 (巡回、除草、除雪等) のみを分担する場合には、当該構成員に**建設業許可等を不要と** としている例もある。

都道府県名	工事件名	発注区分	業務	工事	競争参加資格
А	県道○○号外道路維持 管理業務	工事	道路清掃	道路維持修繕 舗装維持修繕	工種・格付:土木一式(各構成員) 建設業許可:土木一式
	△△線他道路維持修繕 工事他等2工事合冊 ※除草については業務 委託契約	工事	落石、崩土 倒木伐採・除草 除雪	の除去作業 ポットホール処理 道路付属物の補修等	工種・格付:土木一式Ⅲ等級以上 建設業許可:土木工事業に係る許可
С	土木施設維持修繕業務 委託工事	工事	落石、崩土 道路・河川パトロール 除草・植栽管理	の除去作業 ポットホール処理 道路付属物の補修等	工種・格付:建設工事(各構成員) 建設業許可:土木一式(代表者) 土木一式又は舗装(構成員) ※乙型の構成員が役務のみである 場合、許可等は要しない
D	××道路管理業務委託	業務	除草・植栽管理 交通管理 除雪	道路維持修繕 舗装維持修繕	工種・格付:一般土木工事A(代表者のみ) 建設業許可:土木一式、とび・土工、造園、 舗装 ※地域維持型 J V の場合
	土木事務所管内北部地 域総合メンテナンス業 務委託	業務		<mark>持管理</mark> 地等維持管理	工種・格付:一般土木工事A(代表者) 一般土木工事 (構成員) 建設業許可:土木一式 ※地域維持型JVの場合 3

将来の建設市場に対応した建設企業のあり方について



- 将来の建設市場をめぐっては、特に地方圏でのインフラの維持修繕工事の重要性が増す中で、「工事」と「業務」が混在したかたちでの発注事例もあり、現行法の業種区分と必ずしも合致しないとの指摘がある。
- 他方、新設工事の減少が見込まれる中、多くの地域では建設企業が過剰になるとの見方も強い。
- このような状況を踏まえ、今後、地域における建設市場の動向や建設企業の立地分布に鑑み、 「維持管理」の実態に対応した建設企業のあり方について検討してみてはどうか。



維持管理の範囲

現行の地域維持型契約方式の契約範囲(※)

維持

機能・構造の保持 ための日常的な行為

(例)

- ・道路の巡回、清掃、除草、 剪定、除雪(業務)
- ・橋梁の点検(業務)
- ·舗装のパッチング(エ事)

修繕

損傷した構造を当初の 状態に回復する行為、 付加的に必要な機能・ 構造を強化する行為

(例)

·道路等の劣化·損傷部分 の補修·耐震補強(工事)

更新

構造物を全体的に交換する 等、同程度の機能を有する 水準で再整備する行為

(例)

- ・橋梁の架替
- ・上下水道の機械設備の付替

- ※ 修繕工事については、大規模修繕工事を除く
- 業種区分の新設に当たっては、平成25年の中建審・社整審基本 問題少委員会における「当面講ずべき施策のとりまとめ」において、
- ・規制の強化等の影響や社会的負担の増加と比較考量しても、社会的課題解決又は疎漏工事のリスク低減など適正な施工の確保に顕著な効果が 見込まれること
- ・当該工事に必要な技術が専門化しており、また、対応する技術者資格等が 設定できること
- ・現在、ある程度の市場規模があり、今後とも工事量の増加が見込まれることを要することとされている **4**

経営事項審査における「地域の守り手」の更なる評価(案)①

- 建設業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、地域社会の安全・ 安心を担う地域の守り手として、なくてはならない存在。基幹産業として地域の雇用を 支えると同時に、本業の経験を活かし、地方創生にも貢献。
- こうした「地域の守り手」としての建設企業の役割を踏まえ、例えば、以下のような観点から、地域に貢献する建設企業の経営事項審査における評価を拡大する方向で検討してはどうか。

(例)

一防災協定の締結状況や建設機械の保有状況など、現行の経審で評価項目としている事項 について、加点方法を改善することを検討

(財務状況への影響が生じる中でも、建設機械への投資を行う企業に配慮)

- ーインフラの維持や除雪に係る一部の役務提供についても、企業規模等の評価として反映されるよう措置することを検討
 - ・例えば、役務提供として実施した維持や除雪を含む土木一式等の完成工事高と、含まない完成工事高を経審結果に 併記する 等

【社会性(W点)】

○防災活動への貢献の状況

(現行制度)

建設企業が国、地方公共団体等との間で<u>防災協定を締結している場合</u>、若しくは建設企業からなる社団 法人等が防災協定を締結しており、当該団体に加入する建設企業が防災活動に一定の役割を果たすことが 確認できる場合に**15点の加点評価**



<見直しの例(案)>

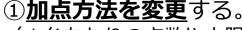
- ○**加点幅を拡大**する。
- ※実際の防災活動への貢献(出動)実績等は非常に地域性が高いため、発注者別評価点等で評価すべきではないか。

○建設機械の保有状況

(現行制度)

ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・移動式クレーン・大型ダンプ車(建設業を届出)・モーターグレーダーを自ら所有しているか、一定期間以上のリース契約を締結している場合に、<u>1</u> 台につき1点、最大15点まで加点評価

<見直しの例(案)>





(1台あたりの点数や上限点数を変更することに加え、少数でも建設機械を保有しようとする企業の努力を後押しするため、初めの数台の加点幅を強化する(台数比例ではなく、最大値に漸近するよう加点していく) ことについても検討。これにより、小規模企業が借入によって建設機械に投資をする場合に生じるY点へのマイナス効果を減殺する効果も期待)

②加点対象とする**建設機械を更に拡大**する。(H27年に一度拡大している)

【経営規模(X1点)】

(現状)

- 維持や除雪のうち建設工事に該当しないものについては経審の完成工事高の評価対象から除いている。しかしながら、建設企業が維持や除雪に果たす役割の大きさから、完成工事高(特に、「土木一式」)としての計上を認めるべきとの要望がある。
- 〇 他方、経審は建設工事の評価であり、建設工事と整理されない売上高を常に完成工事高に含めることは必ずしも適当ではないと考えられるため、発注者が利用目的に応じて活用できるような評価方法を検討する必要がある。

<見直しの例(案)>



○維持や除雪について、完成工事高に反映した評価結果も併記できるよう措置。

(例:「土木一式」について、維持や除雪を含む点数と含まない点数の両者を算出し、併記)

(イメージ)

許一							総合 評定値 (P)	完 成 工 事 高			
可区分	建	設 工	事の	種	種類	年平均		評点 (X ₁)			
	土		フ	卞		_		式	939	571, 276	935
		プレストレストコンクリート構造物					ート	構造物	933	503, 398	918
		土木一式(維持・除雪を含む)						む)	950	590, 511	940

<参考:除雪事業の契約形態について>

除雪は、降雪ごとではなく、冬期にまとめて委託契約を結ぶケースが多いが、道路の修繕工事等との一括契約により、請負として契約が結ばれるケースもある。(請負契約として結ばれた除雪事業は、工事名や確認書類等から除雪事業と明らかな場合は審査の段階で完成工事高から除いている。)